

## 9 安全対策

### 県土整備局建設工事安全対策会議 横浜川崎治水事務所部会設置要綱

#### (目的)

第1条 横浜川崎治水事務所が発注する建設工事に係る総合的な安全対策を講ずるため、「県土整備局建設工事安全対策会議設置要綱」(以下「対策会議設置要綱」という。)第5条第1項の規定により県土整備局建設工事安全対策会議横浜川崎治水事務所部会(以下「横浜川崎治水部会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 横浜川崎治水部会は、「対策会議設置要綱」別表第2所掌事務の欄に定める事務を所掌する。

#### (組織)

第3条 横浜川崎治水部会に座長を置き所長をもって充て、「別表第1組織図」に定める者をもって構成する。

2 部会は、座長が必要と認めたときに召集し、これを主催する。

3 座長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

#### (検討会等)

第4条 横浜川崎治水部会に、「設計・施工方法検討会」「事故調査会」及び「工事安全連絡会」(以下「検討会等」という。)を置く。

2 検討会等は、「別表第1組織図」に定める者をもって構成し、それぞれの案件ごとに工務部長が座長となり「別表第2所掌事務」を処理する。

3 座長は、必要により会を召集し、これを主催する。

4 座長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

5 工事安全連絡会の開催にあたり座長が必要と認めるときは、所管の労働基準監督署及び災害防止対策連絡会議の出席を求め意見を聞く等協働して対応するものとする。

#### (事務局)

第5条 横浜川崎治水部会の事務局は、工事契約課とする。

#### 附則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成23年6月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成27年6月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (組織図)

県土整備局建設工事安全対策会議 横浜川崎治水事務所部会

横浜川崎治水事務所部会		
	職名	氏名
座長	所長	森谷 保
構成員	副所長	新井 泉
	工務部長	大曾根 信一
	工事契約課長	武川 靖彦
	河川第一課長	小田 郁夫
	河川第二課長	於保 茂治
	急傾斜地第一課長	山口 一夫
	急傾斜地第二課長	永田 健一郎
	公園課長	古河 雅之

横浜川崎治水事務所部会 事務担当者	
職名	氏名
工事契約課長	武川 靖彦

		職名	氏名	
設計・施工 方法検討会	河川 急傾斜地 公園部会	座長	工務部長 大曾根 信一	
		構成員	河川第一課長	小田 郁夫
			河川第二課長	於保 茂治
			急傾斜地第一課長	山口 一夫
			急傾斜地第二課長	永田 健一郎
			公園課長	古河 雅之

		職名	氏名	
事故調査会	河川 急傾斜地 公園部会	座長	工務部長 大曾根 信一	
		構成員	河川第一課長	小田 郁夫
			河川第二課長	於保 茂治
			急傾斜地第一課長	山口 一夫
			急傾斜地第二課長	永田 健一郎
			公園課長	古河 雅之

		職名	氏名	
工事安全連絡会	座長	工務部長	大曾根 信一	
		構成員	工事契約課長	武川 靖彦
			河川第一課長	小田 郁夫
			河川第二課長	於保 茂治
			急傾斜地第一課長	山口 一夫
			急傾斜地第二課長	永田 健一郎
			公園課長	古河 雅之
	管内労働基準監督署	横浜南労働基準監督署		
		鶴見労働基準監督署		
		横浜北労働基準監督署		
		横浜西労働基準監督署		
		団体	災害防止対策連絡協議会	
			横浜港河川災害対策支援協議会	
(一社)日本造園建設業協会神奈川県支部				

別表第2 (検討会の所掌事務)

名 称	座 長	所 掌 事 務	構 成 員
設計・施工方法 検討会	工務部長	1 適正な設計・積算の実施に資する設計 条件・施工条件の安全審査（対象工事及 び審査区分は、別に定める） 2 工事契約に係る施工条件明示に関する 事項の検討	河川第一課長 河川第二課長 急傾斜地第一課長 急傾斜地第二課長 公園課長
事故調査会	工務部長	1 事故の発生状況の把握 2 事故原因の調査と分析 3 改善点及び再発防止策の検討	河川第一課長 河川第二課長 急傾斜地第一課長 急傾斜地第二課長 公園課長
工事安全連絡会	工務部長	1 安全パトロールの実施 2 安全施工に係る相互の連絡調整 3 緊急時（災害発生時）の連絡、避難等 体制の整備 4 安全施工体制の充実の指導 5 工事に対する広報活動の実施 6 その他の安全対策に係る施策の検討	河川第一課長 河川第二課長 急傾斜地第一課長 急傾斜地第二課長 公園課長 管内労働基準監督署 （南・鶴見・北・西） 団体 災害防止対策連絡協議会 横浜港河川災害対策支援 協議会 （一社）日本造園建設業協 会 神奈川県支部